

ワンチーム
ONE TEAMで合志南サザンクロスが優勝
県ミニバスケットボール大会

11月23日から24日にかけて、熊本市と宇城市で第45回県ミニバスケットボール大会が行なわれ、合志南サザンクロスが見事優勝。全国大会出場を決めました。

同チームは学校部活動から地域スポーツクラブとして今年度より発足。キャプテンの藤川大祐さん（6年）は「先生や保護者の皆さん、先輩たちのおかげです。練習はきつかったですが、優勝できてすごくうれしいです」と笑顔で語りました。



九州大会、全国大会での活躍が期待されます

人権擁護活動の功績をたたえて
感謝状贈呈式

10月31日、人権擁護委員として人権意識の高揚に長年にわたり尽力した戸浪佳寿子さん（くぬぎヶ丘団地）と上原哲也さん（新開）へ、感謝状の贈呈式を行いました。

この感謝状は、その人望の厚さから人権擁護委員を務めた2人の功績をたたえたものです。式に出席した荒木市長から、退任にあたり惜しみない賞賛と感謝の言葉がありました。



左から荒木市長、戸浪さん、上原さん

九州初の取り組み
九州経済産業局との連携強化

11月5日、市役所で九州経済産業局との連携強化に関する記者会見とキックオフセミナーを開催しました。九州で初めての取り組みで、市と九州経済産業局が地域経済の活性化を目指して事業などを行なうことを発表しました。

記者会見では荒木市長と塩田康一九州経済産業局長が連携強化に向けて合意。塩田局長は「稼ぐ力の好循環となることを期待します」と話しました。



荒木市長と塩田九州経済産業局長（右）



講演会には約80人が参加しました

12月号13ページ、市民のひろば「第9回ふれあいコンサート」の記事（6行目）に誤りがありました。お詫びして次のおり訂正します。
誤 「ヴィーブル合唱団とのコラボレーションも実現」
正 「ママSUNコーラスとヴィーブル合唱団とのコラボレーションも実現」

業種	償却資産の例
各業種共通	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、エアコン、応接セット、駐車場・構内の舗装路面など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、乗用装置のない農耕用耕作機械など
不動産・賃貸業	外構工事、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、ゴミ置場など
製造業	外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車（小型特殊自動車などの軽自動車税の対象は除く）、プレス機など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
飲食業	家具、厨房用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、ガスレンジ、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌機など
医(歯)業	レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、給食用厨房器具など

償却資産とは固定資産税の課税対象の一つです。会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有している構築物や機械、器具、備品などのことです。

償却資産をお持ちの事業主は、毎年1月1日現在の所有状況を償却資産の所在する市町村長に申告しなければなりません。

・特殊自動車は固定資産税の償却資産または軽自動車として申告する必要があります。

耐用年数が1年未満の資産や取得価格が10万円未満の資産で、規定により損金算入されたものなどは申告の対象にはなりません。

・太陽光発電設備（10kw以上）は、償却資産として申告してください。

・申告書類は昨年12月に送付しています。新たに事業を始めた場合など、必要な人には送付しますのでご連絡ください。

詳しくはお尋ねになるか、市ホームページをご覧ください。

申告書の提出はお済みですか
償却資産の申告は1月31日(金)までです
問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎(248) 1114

忘れずに申告しましょう
土地・家屋の利用に変更があったときはお知らせを
問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎(248) 1114

- 家屋の増築や解体、隣接した土地を購入したなど住宅用地の使用状況に変更があったときは、税金が軽減される特例の見直しが必要な場合があります。条例に基づき申告書の提出をお願いします。
- ▼申告が必要な変更
- ・住宅を新築した（家屋評価の際に記入いただいています）
 - ・住宅用地を取得した
 - ・建物の用途を変更した
 - ・（例）事務所→住宅 など
 - ・住宅用地の用途を変更した
 - ・（例）敷地の一部を貸駐車場にした
 - ・住宅用地の建物を増築した
 - ・住居戸数に変更が生じた
 - ・（例）敷地内に新たな住宅を建築したなど
 - ・住宅用地の敷地面積に変更が生じた
 - ・（例）隣地取得により敷地を拡張したなど
 - ・住宅用地内の建物の一部または全部を取り壊した
- ▼申告期限 変更があった年の翌年

